

首題労働争議其ノ後ノ状況左記ノ如シ

記

一 交渉状況

四 九月廿九日午前十時争議団側代表井上、田上、霜田、渡辺、酒井等五名ハ会社事務所ニ於テ会社代表山中茂利ト第四次会見ヲ爲シ山中ヨリ「自分ヨリ重役ノ意向ヲ尋ネタルニ重役等ハ一、会社解散ハ断行スルコト
 二、解雇手当ハ一人ニ付日給一ヶ月分
 三、争議費用ハ金二百円支給
 ノ程度ニテ解決シタキ模様ナルガ之ヲ以テ承認セリトシテ」ト述ベタルガ争議団代表者ハ到底承認

し類キ昔ヨリ述ベ退去セリ

四 九月廿九日午後二時争議団側代表井上、霜田、酒井外五名等ハ小石川ヲ指テ各町百十一番地社長内田重次郎方ヲ訪シ社長ニ面会約一時間ニ亘リ交渉セルガ社長ハ態度頗ル強硬ニシテ解決ノ見込ナク十月二日更ニ会見交渉スルコト、セリ

二 労働者側

内 罷業職工ハ何シモ争議団本部ニ集合労働歌ヲ合唱スル等氣勢ヲ擧ゲテ、アルモ争議久シキニ亘リ動モスレバ結束乱シントスルノ情勢アルヲ以テ幹部ハ之ヲ苦慮シ団員ヲ激励スルト共ニ別記ノ如キ印刷物ヲ工場職工並ニ友誼団体等ニ配付發送セリ